

平成25年11月定例会

総務委員会説明資料
(その2)

経営戦略部
監察局
出納局

目 次

I. 提出案件

1	その他の議案等	1
(1)	条例案	1

I 提出案件

1 その他の議案等

(1) 条例案

ア 知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)

(ア) 改正の理由

本県の財政の健全化について自ら取り組むため、平成26年4月から平成27年3月までの間の知事等の給料月額を減額する必要がある。

(イ) 改正の概要

知事等の給料月額について、平成26年4月から平成27年3月までの間、知事にあつては100分の25を、副知事にあつては100分の10を、常勤の監査委員にあつては100分の5を、企業局長にあつては100分の5を減じた額とすることとする。なお、期末手当については減額しないこととする。

(ウ) 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

イ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (人事課)

(ア) 改正の理由

平成25年10月16日付けの人事委員会勧告に鑑み、本県の一般職の職員の給与について、平成18年4月1日実施の給料の切替えに伴う経過措置を廃止する必要がある。

(イ) 改正の概要

- a 平成18年4月1日実施の給料の切替えに伴う経過措置について、当該経過措置に基づく支給額を段階的に減額した上で廃止することとする。
- b その他所要の整理を行うこととする。

(ウ) 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行する。